

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定によ
つて、次の肥料の登録は失効した。

令和四年二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保 成分 量 証 (%)	その 他 規 格	生産業者の 氏名又は 名称及び住所	失 効 年 月 日
広島県第 一〇七一号	副産石灰 肥料	粒状苦土 入りカキ 副産石灰 三号	アルカリ分 四八・〇 く溶性苦土 三・〇	含有を許され る有害成分の 最大量の欄及 びその他の制 限事項の欄に 掲げる規格の とおり	丸栄株式会社 広島県広島市 中区十日市町 一丁目四番三 一号	令和二年一 月二日
広島県第 一〇七二号	副産石灰 肥料	粒状カキ 副産石灰 四八号	アルカリ分 四八・〇	含有を許され る有害成分の 最大量の欄及 びその他の制 限事項の欄に 掲げる規格の とおり	丸栄株式会社 広島県広島市 中区十日市町 一丁目四番三 一号	令和二年一 月二日
広島県第 一一六五号	薫製てい 角粉	HK薫製 てい角粉	窒素全量 一〇・〇	該当なし	広島県広島市 西区福島町二 丁目二三番三 号 広島化製企業 組合	令和二年一 月二三日